

7 国 監 第 1 2 号
令和7年8月29日

国見町長 村上 利通 様

国見町監査委員 佐 藤 徳 正
国見町監査委員 宍 戸 武 志

令和6年度決算等審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和6年度国見町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、同法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況を示す書類、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和6年度国見町水道事業会計決算、令和6年度国見町下水道事業会計決算について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年度国見町各会計決算等審査意見書

第1 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

3 審査の対象

令和6年度国見町一般会計歳入歳出決算

令和6年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算

令和6年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算

令和6年度国見町石母田財産区特別会計歳入歳出決算

令和6年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和6年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和6年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算

令和6年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算

令和6年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算

上記各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項報告書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及びこれらに係る証書類

4 審査の着眼点

各会計の歳入歳出決算について、関係書類が法令等に準拠して作成されているか、計数は関係諸帳簿等と符合するか、また、主に前年度決算と対比することにより、予算の執行状況の変化とその要因を確認することを主眼とした。

5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、各会計の歳入歳出決算書及び同付属書類について、証書類との照合点検を行い、予算の執行状況等について確認した。

6 審査の結果

(1) 総括的意見

審査に付された各会計の決算書類は、いずれも地方自治法及びその他関係法令にほぼ準拠して作成されており、かつ決算書に計上されている諸計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、概ね正確であると認めた。

また、予算の管理執行状況及び内容についても、概ね適正であると認めた。

(2) 各会計個別意見

ア 一般会計

(ア) 収支の状況

令和6年度一般会計における歳入調定額 7,357,497,794 円に対し、収入済額は 7,295,976,191 円、収入率は 99.2% (前年度 99.0%) となっている。

歳出の予算現額 7,459,801,915 円に対し、支出済額は 6,726,966,008 円で、執行率は 90.2% (前年度 89.9%) となっており、前年度より 0.3 ポイント増加している。

(イ) 審査結果の意見

歳入歳出差引額 (形式収支) は 569,010,183 円で、翌年度に繰越すべき財源 61,847,600 円を差し引いた実質収支額は、507,162,583 円の黒字決算となっており、収支の均衡と健全な財政運営が行われたものと認められる。

なお、歳入歳出差引額については、予算現額の 7.6% (前年度 8.7%) となっている。

歳入予算の執行について、町税収入は、予算現額 954,695,000 円に対し、調定額 962,707,534 円、収入済額 960,693,137 円で、収納率は 99.8% (前年度 99.7%) と前年度以上に高い収納率を確保している。町税は町の主要な自主財源であるので、引き続き適切な収納事務に努められたい。

町税の不納欠損処分については、4 件 66,762 円 (前年度 9 件 637,931 円) であるが、即時消滅、処分停止期間中の時効、時効完成によるものである。

税外収入においては、東日本大震災災害援護資金返還金において、4,238,801 円 (前年度 4,055,539 円) の収入未済額がある。収納率も前年度より 11.6 ポイント下回る 52.3% であるので、未収金の解消に向け努力されたい。

歳出予算の執行については、概ね適正に予算が執行されたと認められる。不用額は 268,189,307 円であり、前年度 369,031,575 円を 100,842,268 円下回っている。引き続き予算の有効活用を図られたい。

国見町の公共施設の光熱水費については、105,876,036 円であり、昨年より 1,043,137 円で 1.0% の減となっている。光熱水費の 71% を電気代が占めており、引き続き節電対策に努めていただきたい。

超過勤務については、14,170.25 時間であり、前年度より 3,266.25 時間、18.7% 減少しています。労災認定の一つの目安であります過労死ラインである月 100 時間を超える職員は、延べ 1 人で (前年度 1 人) であります。災害等も少なかったことに加え、職員の削減への意識の高まりと努力の結果と思われます。町民への質の高い行政サービスを提供するためにも、職員の健康管理のためにも、引き続き超過勤務の削減に努めていただきたい。

月 100 時間越えの 1 名は、10 月分の超勤が 200.5 時間であったことが確認されました。業務は衆議院議員一般選挙 (10 月 27 日投開票) への対応であり、通常業務 (7.75 時間) の終了後に、10 月 9 日から連続 23 日間、通常業務よりも多い平均 8.7 時間の超勤を休日なしで実施したことになります。連続超勤は 11 月 4 日まで続き、23.5 時間実施しています。週休日には朝の 5 時から 23 時までの命令で 17 時間の超勤が、複数回確認されています。

国見町職員の勤務時間、休暇等に関する規則では、超勤については原則 45 時間、1 ヶ月において超勤を命ずる時間については月 100 時間未満と定められています。厚生労働省の労災認定基

準では、1ヶ月の超勤時間が100時間を超えるときは、業務と死亡の関連性が強いと評価され、「過労死ライン」と呼ばれています。今回の超勤はその2倍であります。また規則では、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないこととされていますが、超えている日数が複数回、確認されています。したがって規則を大きく逸脱していますので、規則違反であり、地方公務員は該当しないということですが、労働基準法に違反しているものと考えます。

勤務日数については、10月7日から11月15日まで、10月が25日間、11月が15日間で計40日間の連続勤務で、その間、休日は1日も確認されませんでした。40日間を経過後、土日の週休日を2日間のみ休み、一般勤務に復帰しています。

国見町職員の勤務時間、休暇等に関する規則では、勤務日数については、週休日が毎4週間につき4日以上となること、勤務日が引き続き12日を超えないことと定めており、今回は40日間と大きく規則を超え、基準の休日を与えていませんので、規則違反であり、地方公務員は該当しないということですが、労働基準法に違反しているものと考えます。

この件については、町長に超勤個別明細により説明し、対象となった職員に対しては、産業医との面談を実施させること、体調や様子の変化に注意すること、超過勤務が高止まりしないよう業務負担の軽減を図ることとの指示があったとのことであります。

超勤は、職員からの申請を受け、超勤命令権者（課長）が適否を判断して、命令することにより実施されます。今回の件については、超勤命令権者（課長）は、100時間超えで疲弊しているであろう職員に対して、更に100時間の超勤を、休日を与えないで、命じ続けたことになりました。異常な過重労働を強いたことになり、あってはならない行為であると考えます。

超勤命令権者（課長）は、業務が個人あるいは特定の部署に集中している場合は、業務の分散、あるいは支援を課内全体で行うべきであり、それでも対応できないときは、町長等に報告し、他課への支援を求め、庁内全体で対応すべきであります。また今回の場合、職員の健康のために、強制的にでも超勤の抑制を働きかけるべきであったと考えます。課内の職員の業務内容、超勤時間等を把握している超勤命令権者（課長）はその調整を行う責務があり、そのための制度であると考えます。超勤削減の意識が高まっているなかでの超勤命令権者（課長）がその責務を果たせなかったことについて、また狭い庁内で、誰も見ていて気付かなかったのでしょうか、気付いても声を上げられなかったのでしょうか。いずれにしても事前に対応がとられなかったことについては、大変残念なことであります。

今回の件については、町としても大変重く受け止めているとのこと、なぜ100時間超えの職員に、超勤命令を出し続けてしまったのか、なぜ事前に対策が講じられず200時間超えを許してしまったのかの背景を検証し、再発防止と職場環境の改善に努めていただきたい。

イ 大木戸財産区特別会計

(7) 収支の状況

収入済額 168,217 円、支出済額 121,400 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 46,817 円の黒字となっている。

(イ) 審査結果の意見

歳出予算の執行率は79.3%（前年度72.0%）であり、歳出決算状況及び内容については、適正かつ妥当と認められる。

ウ 入山財産区特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額278,961円、支出済額212,450円、翌年度へ繰越すべき財源0円で、実質収支は66,511円の黒字となっている。

(イ) 審査結果の意見

歳出予算の執行率は79.6%（前年度51.8%）であり、歳出決算状況及び内容については、適正かつ妥当と認められる。

エ 石母田財産区特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額6,816,673円、支出済額5,711,317円、翌年度へ繰越すべき財源0円で、実質収支は1,105,356円となっている。

(イ) 審査結果の意見

歳出予算の執行率は92.3%（前年度94.9%）であり、歳出決算状況及び内容については、適正かつ妥当と認められる。

オ 後期高齢者医療特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額183,626,510円、支出済額180,879,237円、翌年度へ繰越すべき財源0円で、実質収支は2,747,273円の黒字となっている。なお、不納欠損額は2,200円である。

(イ) 審査結果の意見

保険料の収納率は100.1%（前年度100%）である。なお、収入済額には、未還付分93,600円が含まれている。

歳出予算の執行率は98.8%（前年度99.0%）と昨年度より0.2ポイント減少しているが、高い水準を維持しており、歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

カ 国民健康保険特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額1,006,013,779円、支出済額995,521,093円、翌年度へ繰越すべき財源0円で、実質収支は10,492,686円の黒字となっている。

(イ) 審査結果の意見

国民健康保険税の収納率は98.9%（前年度98.7%）と前年度と比較して0.2ポイント上回っている。収入未済額は2,072,435円（前年度2,394,631円）で前年度より13.5%減少しており、収納率向上への努力が認められる。国民健康保険事業を円滑に運営するために引続き未収金の解

消に努められたい。

不納欠損処分については、0 件 0 円（前年度 2 件 410,328 円）である。

歳出予算の執行率は 97.8%（前年度 98.4%）と前年度より 0.6 ポイント減少しているが、歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

キ 介護保険特別会計

（ア）収支の状況

収入済額 1,642,409,507 円、支出済額 1,615,436,053 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 26,973,454 円の黒字となっている。

（イ）審査結果の意見

保険料の収納率は 99.9%（前年度 99.7%）と前年度より 0.2 ポイント増加している。介護保険事業を円滑に運営するために引き続き未収金の解消に努められたい。

不納欠損処分については、3 件 84,620 円（前年度 2 件 61,660 円）で、いずれも消滅時効によるものである。

歳出予算の執行率は 98.4%（前年度 97.8%）と前年度より 0.6 ポイント上昇し、歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

ク 土地開発事業特別会計

（ア）収支の状況

収入済額 77,283 円、支出済額 0 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 77,283 円の黒字となっている。

（イ）審査結果の意見

令和 2 年度末で国見ニュータウンの分譲が完了し、小坂地区緑住区の分譲が無かったことから、歳出予算の執行は 0 円となっている。

ケ 湧水対策施設特別会計

（ア）収支の状況

収入済額 12,419,908 円、支出済額 11,835,102 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 584,806 円の黒字となっている。

（イ）審査結果の意見

歳出予算の執行率は 95.4%（前年度 88.1%）と前年度より 7.3 ポイント減少しているが、歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

第2 基金運用審査

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

基金運用審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定による審査）

3 審査の対象

町に設置してある基金のすべて。

4 審査の着眼点

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、基金の運用状況に関する書類について、決算審査とあわせて証書類との照合点検を、決算審査とあわせて、実施した。

6 審査の結果

審査に付された各基金の運用状況は、関係法令に準拠し、計上されている諸計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認めた。

第3 水道事業会計決算審査

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

決算審査（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査）

3 審査の対象

令和6年度国見町水道事業会計決算

上記公営企業会計の決算附属資料

4 審査の着眼点

決算書類が地方公営企業法その他関係法令に準拠し、関係帳票及び証書類の計数と合致しているかを確かめるとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、決算報告書、財務諸表・キャッシュフロー計算書等を前年度と対比し、事業の進捗状況を検証するとともに、経営分析表を作成し、事業の経営内容の動向を把握するため計数の分析を行った。

6 審査の結果

(1) 総括的意見

審査に付された事業の決算書類及び決算附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、財政状況並びに当年度の経営成績を表示しており、予算執行は初期の目的に従い適正に執行されたものと認めた。

(2) 個別事項

収益的収入は245,395,006円（うち仮受消費税及び地方消費税19,678,970円）、収益的支出は256,819,207円（うち仮払消費税及び地方消費税11,742,939円）となっている。

資本的収入は70,318,950円、資本的支出は170,163,700円で、不足する額99,844,750円は過年度分損益勘定留保資金で補填している。

損益状況は、水道事業収益197,010,294円（税抜）、水道事業費用244,295,903円（税抜）で、当年度純利益は△21,836,703円（前年度△6,529,837円）となっている。なお、純利益・純損失（△）の推移は次のとおりである。

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
△21,836,703円	△6,529,837円	△9,834,847円	1,954,830円	4,093,178円

水道料金の収納率は90.5%（前年度86.9%）と前年度より増加している。引き続き未収金の解消に努められたい。

業務量において、年間総配水量は 1,000,356 m³（前年度 1,024,317 m³）で前年度より 2.34%減少し、年間総有水量は 818,264 m³（前年度 832,305 m³）で前年度より 1.69%減少している。有収率は 81.80%（前年度 81.25%）で前年度より 0.55 ポイント増加している。

(3) 審査結果の意見

令和 6 年度においては、損益状況で△21,836,703 円の純損失となり、前年度繰越利益剰余金を合わせると、当年度末処分利益剰余金は 254,198 円となっている。

昨年度より純損失が 15,306,866 円増加している。今後、厳しい状況が予想されるので、漏水対策をはじめ各種対策を講じながら有収率の向上を図り、水道事業の効率化や経営の健全化に努められたい。

第4 下水道事業会計決算審査

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

決算審査（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査）

3 審査の対象

令和6年度国見町下水道事業会計決算

上記公営企業会計の決算付属資料

4 審査の着眼点

決算書類が地方公営企業法その他関係法令に準拠し、関係帳票及び証書類の計数と合致しているかを確かめるとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、決算報告書、財務諸表・キャッシュフロー計算書等を前年度と対比し、事業の進捗状況を検証するとともに、経営分析表を作成し、事業の経営内容の動向を把握するため計数の分析を行った。

6 審査の結果

(1) 総括的意見

審査に付された事業の決算書類及び決算付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、財政状況並びに当年度の経営成績を表示しており、予算執行は初期の目的に従い適正に執行されたものと認めた。

(2) 個別事項

収益的収入は 212,617,927 円（うち仮受消費税及び地方消費税 6,818,500 円）、収益的支出は 199,978,768 円（うち仮払消費税及び地方消費税 4,109,494 円）となっている。

資本的収入は 67,400,000 円、資本的支出は 147,490,846 円で、不足する額 80,090,846 円は過年度分損益勘定留保資金で補填している。

損益状況は、下水道事業収益 67,443,549 円（税抜）、下水道事業費用 182,173,304 円（税抜）で、当年度純利益は 12,484,111 円となっている。

下水道料金の収納率は 84.3%であった。営業収益の根幹をなすものであるが、口座振替分の収納が翌年度になることが影響している。今後とも未収金の解消に努められたい。

(3) 審査結果の意見

令和 6 年度は、地方公営企業法の財務事項適用 2 年目であり、損益状況は 12,484,111 円の純利益となり、当年度未処分利益剰余金は、25,266,587 円である。

今後も、下水道事業の効率化や経営の健全化に向けて努められたい。